

広島市条例第 4 0 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

広島市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年広島市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 1 の項中「介護保険法」の右に「（平成 9 年法律第 1 2 3 号）」を加え、同表の 1 4 の項を削る。

別表第 2 の 1 の項中「、生活保護法」の右に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を加え、同表の 5 の項及び 7 の項中「、児童扶養手当関係情報」を削り、同表の 2 5 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。